

# 11・27 医療観察法を 廃止しよう！ 全国集会

↓ ZOOM参加あり

ZOOMでの集会参加をご希望の方は、**11月25日**までに  
**kansatuhou20@gmail.com**宛、  
下記の事項を記載して申し込んでください。

1. **名前 (必須)**
2. **連絡先メールアドレス (必須)**：ZOOM 集会参加に必要な情報をお知らせします。
3. **電話番号** ZOOM 関係の調整用電話番号
4. **所属 (あれば)**

★ ZOOM 参加に慣れていない方は、当日、30分前くらいからアクセスして接続を確認していただけます。

★ 財政難の折、ZOOM 参加の方はカンパの振り込みにご協力ください。

◆ **カンパ振込先**：郵便振替口座 00120-6-561043  
加入者名 **予防拘禁法を許すな!ネットワーク**

**注** 摘要欄に「**11・27全国集会**」もしくは「**ZOOM**」と必ずご記入ください

医療観察法は施行から18年目になります。法務省・厚生労働省は札幌刑務所の敷地に北大病院の医療観察法入院機関を新設(本年4/1開設)するなど、「医療観察法は医療法」というそれまでの強弁をかなぐり捨てて本来の目的の保安処分性を露わにするに至っています。入院(ガイドライン基準18ヶ月)は19年で「全国平均31ヶ月程度」、入院機関は予定800床を超え850床(22/4/1)で更に増加中、通院機関も年々増加の一途、自殺者は16年で70人、「この15年間でこの制度は国民にほぼ定着した」(日本精神科病院協会常務理事松田ひろし)等々、これが医療観察法の現状です。先の国会では本格的な予防刑法—保安処分体制構築を狙う刑法・更生保護法

等の大改悪が強行されました。

このような状況下で、日弁連21/10/15第63回人権擁護大会は「精神障害のある人の尊厳を確立する決議」を採択し、国連障害者権利委員会は9/9に精神医療について強制入院を差別とし直ちに撤廃を求める対日勧告を出しました。

私たちは、7/24集会で日弁連21年「決議」を中心に池原毅和さんから講演『日本の強制医療を変える新たな闘いへ』を受け、11/27集会で東奈央さんから国連勧告についての講演をいただきます。今集会を医療観察法廃止の闘いの強化に向けた私たちの決意を共有することができる場にしたいと思っております。ご参加を訴えます。

■ 日時：**11月27日(日)** 13:45 開場 **14:00~16:30**

■ 場所：**北とぴあ** 16階 **1601会議室**  
東京都北区王子1丁目11-1 TEL:03-5390-1100

■ 交通：東京メトロ南北線 王子 5番出口 **直結**  
京浜東北線 王子北口 徒歩2分  
都電荒川線 王子駅前 徒歩5分

■ 講演：**「強制入院廃止へ」国連勧告を受けて**  
**— 障害者権利条約審査報告 —**

■ 講師：**東奈央**さん(弁護士、認定NPO法人大阪精神医療人権センター理事)

- ・講演後には質疑応答の時間があります。
- ・その他の発言あり

■ 参加費：**500円**

● **関東地方以外から参加の精神障害当事者には5000円の交通費補助があります**

■ 電話による問い合わせ：090-6122-7700 (石橋)

■ 共同呼びかけ：心神喪失者等医療観察法をなくす会 / 国立武蔵病院(精神)強制・隔離入院施設問題を考える会  
認定NPO法人大阪精神医療人権センター / 心神喪失者等医療観察法(予防拘禁法)を許すな!ネットワーク

■ 連絡先：**心神喪失者等医療観察法(予防拘禁法)を許すな!ネットワーク**

東京都板橋区板橋 2-44-10-203 北部労働者法律センター 気付 FAX:03-3961-0212

